

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 スポーツ文化局 文化部 文化政策室
所在地	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 (さいたま市役所 8階)
TEL	048-829-1225
メールアドレス	bunka-seisaku@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 令和6年3月27日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」の受注希望業務「総合計画」又は「その他計画策定」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に則り、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、本件に参加していないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (3) 令和6年3月27日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～7）
- エ 令和5年度「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務」の調査結果資料

(2) 交付方法

- ア (1)ア～ウの資料は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。
【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務企画提案の募集について】
- イ (1)エの資料は、別途交付しますので、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」にお問合せください。

(3) その他

- ア (1)ア～エの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
 - (ア) さいたま市契約規則
【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
 - (イ) さいたま市業務委託契約基準約款
【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約基準約款（規程集）】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、7 質問及び回答を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 類似業務実績（様式3）

(ア) 平成26年4月1日以降の本業務と同種又は類似業務実績、その他の業務実績（現在、実施中であるものを含む）を最大7件まで記載すること。

(イ) 複数業者での実績の場合は、その業務の中での役割を明確に記載し、その契約書（写しにて可）を添付すること。

エ 業務実施体制（様式4）

本業務の実施体制図を明確に記載すること。また、本業務を担当する予定である総括責任者、実施責任者及び担当者の所属、役職、氏名、本業務に有益な資格・実績（類似業務など）、年齢及び実務経験年数を記入すること。

(2) 提出方法

持参のみとします。

(3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出場所

1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和6年4月8日までに電子メールで通知します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、**4 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式5 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しま

せん。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和6年4月4日（木）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参のみとします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア 11 **提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者

と比べ優位な点等)を公表することがあります。

イ 市(業務主管課)は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

※やむを得ない状況により、プレゼンテーションは開催しない場合があります。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場(さいたま市役所(予定))については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

20分(説明時間:10分、質疑応答:10分)

ウ 説明方法

提出していただいた企画提案書類のうち、特に強調したい項目や補足が必要な項目のみに絞って説明してください。持ち込める資料は、事前に提出していただいた企画提案書類のみです。当日の資料等の配布及び資料映像の映写はできません。

なお、プレゼンテーションの順番は、実施要項4ページ「7 参加表明の手続き」の「(1) 提出書類」に記載した「企画提案書一式」がさいたま市文化政策室に到着した日時の遅い事業者から順に行います。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、**企業名を伏せて**説明を行うこととします。企画提案書には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします(録音録画等も禁じます。)

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表 4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

ア 各委員の評価により、最高得点を得た事業者を最優秀提案事業者として決定します。

イ アによる最高得点者の数が2者以上の場合、見積額の低い者とします。

ウ イによる最低見積額を掲示した者が2者以上の場合、委員長が決定します。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

電子メール及び書面にて通知します。

(4) 契約

最優秀提案者と調整を行い、契約内容について合意に至り次第、契約の相手方とします。最優秀提案者と契約に至らなかった場合には、次点提案者と契約を前提に協議を行います。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

12 企画提案の不参加

参加意思の表明手続き書類の提出後、本業務の企画提案への参加を取りやめる場合は、次のとおり申し出てください。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、同様とします。なお、申し出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しません。

- (1) 提出書類
「辞退届（様式7）」を提出して下さい。
- (2) 提出方法
事前に電話連絡してください。
持参または郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。提出締切日必着。）による送付。
- (3) 提出期限
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (4) 提出場所
1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

別表1 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加意思表明書
様式2	会社概要
様式3	類似業務実績
様式4	業務実施体制
様式5	質問書
様式6	企画提案書表紙
様式7	辞退届

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和6年3月27日（水）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和6年3月27日（水）から令和6年4月4日（木）まで
・1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」窓口にて交付 さいたま市ホームページにて交付（4 資料及びその交付方法 参照）
参加意思表明書受付期間
令和6年3月27日（水）から令和6年4月4日（木）まで
・提出書類については、別表1 及び別表3を参照
参加資格の確認通知
令和6年4月8日（月）までに通知予定
・電子メール及び書面により通知
質問受付期間

令和6年3月27日（水）から令和6年4月2日（火）正午まで
<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールでのみ受け付ける。「様式5 質問書」を用いること ・回答は令和6年4月4日（水）までにさいたま市 HP に掲載予定
企画提案書等受付期間
令和6年4月9日（火）から令和6年4月17日（水）まで
<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類については、別表1及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和6年4月23日（火）実施予定
<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和6年4月下旬に通知予定
<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール及び書面により通知
企画提案不参加の申し出
令和6年4月22日（月）まで
<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による提出の場合は、事前に電話連絡の上、書留郵便に限る。
契約
令和6年5月上旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	ア 参加表明書（様式1） イ 会社概要（様式2） ウ 類似業務実績（様式3） (ア) 本業務と同種又は類似業務実績、その他の業務実績（現在、実施中であるものを含む）を最大7件まで記載すること。 (イ) 複数業者での実績の場合は、その業務の中での役割を明確に記載し、その契約書（写しにて可）を添付すること。	正本1部 副本7部	令和6年4月 4日（木） 16時

	エ 業務実施体制（様式4）		
2	企画提案書（表紙は様式6、本文は任意書式） 業務工程表（任意様式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、別表4の提案項目ごとにインデックスを付すこと。 ・ページ番号を付すこと。 ・上記内容の電子データ	正本1部 副本7部 CD1枚	令和6年4月 17日（水） 16時
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1部	

別表4 企画提案内容及び審査の視点

1 提案項目、審査の視点及び配点

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績		
(1) 類似の契約実績	・本業務と同種又は類似業務実績、その他の業務実績は十分にあるか。	5
(2) 業務の実施体制	・業務を実施するにあたり、十分な体制とされているか。	5
2 業務内容		
(1) 本業務に対する提案者の理解	・業務の目的を十分に理解した提案となっているか。	5
(2) 業務スケジュール	・業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	5
(3) 本市における美術館等文化芸術創造拠点のコンセプト・方向性の整理	・本市にふさわしい文化芸術創造拠点のコンセプト・方向性を理解した提案となっているか。	20

	(4) 市民ニーズ調査	・調査内容・方法について、文化芸術創造拠点に対する市民等の的確なニーズが把握できる設問・提案となっているか。	20
	(5) 有識者等調査	・調査内容・聴取相手について、本市の特性、課題の把握と分析が効果的に行える提案となっているか。	20
	(6) 運営・整備費用等の想定	・文化芸術創造拠点の運営方法や候補地について、本市にふさわしい提案となっているか。また、民間活力が効果的に活かされた提案となっているか。	20
合 計			100

注：見積額の取扱い

見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

- ① 最優秀提案者を特定する際に使用することがある。
- ② 告示文にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

2 審査方法

提出された企画提案書に対し、「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員4名が、それぞれ

「**1 提案項目、審査の視点及び配点**」に則り、評価点を算出する。全委員の評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。

総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、見積額の最も低い者を最優秀提案者とする。

それでもなお、見積額の最も低い者が2者以上あるときには、委員長が最優秀提案者を決定する。

3 その他

- (1) 複数の提案は認めない。複数の提案が提出された場合、いずれも無効とする。

- (2) 本件の招請の日から企画提案書提出期限日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、本件の参加資格を失う。よって、この者が企画提案書を提出済であっても、その評価を行わない。
- (3) 本件の企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。